

# 第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）のポイント（案）

## 基本的考え方

- 次期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えることになる。
- また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の实情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 見直しのポイント（案）

### 1. 介護サービス基盤の計画的な整備

- ① 地域の实情に応じたサービス基盤の整備
  - ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の实情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
  - ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
  - ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要
- ② 在宅サービスの充実
  - ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
  - ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
  - ・ 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### 2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ① 地域共生社会の実現
  - ・ 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進する観点から、総合事業の充実を推進
  - ・ 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
  - ・ 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- ② デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備
- ③ 保険者機能の強化
  - ・ 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

### 3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- ・ 介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取組を総合的に実施
- ・ 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用。
- ・ 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

# 第9期計画において記載を充実する事項（案）

- 第9期の基本指針においては、介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」等を踏まえて、主に以下の事項について記載を充実してはどうか。

## 1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるように、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

## 2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組**
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

## 3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

# 令和6年度 こども家庭庁予算 概算要求のポイント

【計数は令和6年度概算要求額、( )内は令和5年度当初予算額】

## 1. こどもの視点に立った司令塔機能の発揮

- **こどもまんなか社会の実現** 11億円 (5億円)
  - ▶こども・若者の意見聴取と政策への反映
  - ▶こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- **こども政策DXのための基盤強化やこどもデータ連携の推進** 8億円 (-億円)
  - ▶こども政策DX見本市開催事業
  - ▶こどもデータ連携に係る実証事業

## 2. 結婚・妊娠・出産・子育てに夢や希望を感じられる社会の実現、少子化の克服

- **地域の実情や課題に応じた少子化対策** 30億円 (10億円)
  - ▶地域少子化対策重点推進交付金
- **妊娠期から子育て期の包括的な切れ目のない支援** 790億円+事項要求 (532億円)
  - ▶妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援の着実な実施 (※)
  - ▶産後ケア事業の実施体制の強化、乳幼児健診等の推進、プレコンセプションケアを含む成育医療等の提供に関する研究、相談支援等の推進 (※)
  - ▶母子保健のデジタル化の推進
- **高等教育の無償化** 5,311億円+事項要求 (5,311億円)
  - ▶高等教育の修学支援新制度の実施 (※)

## 3. 全てのこどもに、健やかで安全・安心に成長できる環境を提供する

- **総合的な子育て支援** 3兆4,360億円+事項要求 (3兆4,115億円)
  - ▶子ども・子育て支援新制度の推進 (※)
  - ▶保育の受け皿整備・保育人材の確保・保育現場のICT化等
  - ▶こども誰でも通園制度(仮称)の本格実施を見据えた形での試行的実施 (※)
  - ▶「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針(仮称)」策定後の具体的な取組推進
- **地域の子ども・子育て支援、こどもの居場所づくり支援の推進** 2,100億円の内数+事項要求 (2,083億円の内数)
  - ▶放課後児童クラブの受け皿整備の推進等 (※)
  - ▶改正児童福祉法の施行に伴うこども家庭センターの設置や地域子育て相談機関の整備、新たな家庭支援事業等の推進 (※)
  - ▶こどもの居場所づくり支援の推進 (※)

- **こどもの安全・安心** 31億円の内数+事項要求 (27億円の内数)
  - ▶こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み(日本版DBS)の構築を円滑に進めるための体制等の整備 (※)

## 4. 成育環境にかかわらず誰一人取り残すことなく健やかな成長を保障する

- **改正児童福祉法の円滑な施行等による児童虐待防止対策・社会的養護の充実** 1,742億円の内数+事項要求 (1,691億円の内数)
  - ▶親子関係再構築支援の充実、社会的養護経験者等の自立支援拠点の整備等
  - ▶里親支援の体制強化、「こども家庭ソーシャルワーカー」の取得促進等 (※)
  - ▶社会的養護の下で育ったこどもの自立支援に向けた学習環境整備の強化 (※)
  - ▶児童相談所におけるICT化の推進
- **ひとり親家庭等に対する支援の推進** 1,662億円+事項要求 (1,665億円)
  - ▶高等職業訓練促進給付金の対象資格の拡大、養育費に関する相談支援や取り決めの促進 (※)
  - ▶ひとり親家庭等のこどもの食事等支援
- **ヤングケアラーなどの困難な状況にあるこども・家庭に対する支援** 209億円の内数 (209億円の内数)
  - ▶進路やキャリア相談を含めた相談支援体制の構築等
- **障害児支援体制の強化** 5,030億円の内数+事項要求 (4,813億円の内数)
  - ▶良質な障害児支援の確保  
(注) 障害報酬改定については、予算編成過程において検討。
  - ▶児童発達支援センターの機能強化、医療的ケア児等への支援の充実等 (※)
- **こどもの自殺対策やいじめ防止対策の強化** 3億円 (2億円)
  - ▶「こどもの自殺対策強化プラン」に基づく取組の推進
  - ▶学校外からのアプローチの開発・実証等によるいじめ防止対策の体制構築

「こども未来戦略方針」に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討。

(注1) ※は、「令和6年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を踏まえた事項要求を含む。

(注2) 母子保健のデジタル化の推進などデジタル庁一括計上予算を含む。

# ヤングケアラー支援体制強化事業（ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金>

令和6年度概算要求額 208億円の内数（208億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

## 1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
- ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援

拡充  
拡充

⇒進路やキャリア相談を含めた相談支援体制を構築する場合に、補助基準額に所定額を加算する  
⇒ケアにおけるレスパイト・自己発見等に寄与する、当事者向けイベントを開催する場合に、補助基準額に所定額を加算する

- ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
- ・外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う



## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3、実施主体（自治体）1/3

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,698千円
	1 中核市・特別区あたり	11,371千円
	1 市町村あたり	6,391千円

### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,444千円
	1 中核市・特別区あたり	5,045千円
	1 市町村あたり	2,600千円

拡充  
**A キャリア相談支援加算**

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 5,814千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 3,876千円
	1 市町村あたり	加算 1,938千円

拡充  
**B イベント実施（レスパイト、自己発見等）加算**

補助基準額（加算）	1 都道府県、指定都市あたり	加算 3,119千円
	1 中核市・特別区あたり	加算 2,697千円
	1 市町村あたり	加算 2,252千円

### (3) オンラインサロンの設置・運営、支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	4,033千円
	1 中核市・特別区あたり	2,741千円
	1 市町村あたり	1,789千円

### (4) 外国語対応通訳派遣支援

補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,920千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

## 3. 事業イメージ

